

〇市川市ラブホテルの建築規制に関する条例

昭和 58 年 9 月 19 日
条例第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、ラブホテルの建築に対し、必要な規制を行うことにより、市民の良好な生活環境及び教育環境を保全することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ホテル等 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定するホテル営業及び旅館営業のための施設をいう。
- (2) ラブホテル もっぱら異性を同伴する客に休憩又は宿泊させるホテル等で、次に掲げるものの一に該当するものをいう。
 - ア 規則で定める基準を満たす会議室、集会室、大広間、宴会場等各種の集会の用に供する施設、帳場、フロント等受付及び応接の用に供する施設又は玄関を有しないもの
 - イ ロビー、食堂等の共用施設付近に設けられた規則で定める基準を満たす男女別の便所及び洗面所を有しないもの
 - ウ 食堂、レストラン、喫茶室等客の飲食の用に供する施設(調理室を含む。)及びロビー、応接室、談話室等客が自由に利用できる施設の使用上有効な床面積が、規則で定める数値に達しないもの
 - エ 客が他の者と対面せず客室に出入りできる規則で定める構造を有するもの
 - オ 帳場、フロント等受付及び応接の用に供する施設が、当該施設内における従業員と客とが開放的に対面できない規則で定める構造を有するもの
 - カ もっぱら性的好奇心をそそるために設けられた規則で定める設備を有するもの
 - キ ホテル等の形態、意匠及び屋外照明が総合的にみて、周辺地域における生活環境及び教育環境と調和しないもの
- (3) 建築 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、模様替又は用途変更をいう。

(届出)

第 3 条 市内においてホテル等の建築をしようとする者は、次の各号に掲げる行為のうち、最初の行為をしようとする日の 60 日前までに市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 4 条又は第 5 条の規定による農地転用の許可の申請又は届出
- (2) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 53 条第 1 項の規定による建築の許可の申請
- (3) 都市計画法第 29 条の規定による開発行為の許可の申請
- (4) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による建築確認の申請

(決定等)

第 3 条の 2 市長は、前条の規定による届出があったときは、当該建築物が第 2 条第 2 号に規定するラブホテルに該当するか否かについて、第 8 条に規定する市川市ホテル等審議会に対し速やかに諮問するものとする。

- 2 市長は、前項の市川市ホテル等審議会の答申に基づき、当該建築物がラブホテルに該当するか否かを決定し、その旨を届出者に通知するものとする。

(事前公開)

第 3 条の 3 ホテル等を建築しようとする者は、第 3 条の規定による届出をしたときは、直ちに当該計画の内容を表示する公開板を当該敷地に設置し、その旨を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、当該ホテル等の建築にかかわる利害関係人から閲覧の請求があった場合は、第 3 条の規定による届出の際、提出された図書のうち付近見取図、配置図、平面図その他規則で定める図書を閲覧させることができる。

(規制区域)

第 4 条 次の各号に掲げる区域(以下「規制区域」という。)においては、ラブホテルを建築してはならない。

- (1) 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
- (2) 都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号に規定する風致地区
- (3) 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域及び準工業地域内において建築物の敷地間の距離がおおむね 50 メートル以内で 50 戸以上の建築物が連たんしている地域からおおむね 200 メートル以内の区域

(4) 次に掲げる施設から概ね 200 メートル以内の区域

ア 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校

イ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する児童福祉施設

ウ 児童福祉法第 17 条の規定により児童相談所に設置される一時保護施設

エ 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所

オ 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 5 章に規定する公民館

カ 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館

キ 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項に規定する博物館及びこれに類する施設

ク 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条第 1 項に規定する都市公園

ケ 青少年施設、青少年教育施設、青年館、スポーツ施設等であつて、市長が当該施設の清純な施設環境を保持することが特に必要と認めて規則で定めたもの

(中止命令)

第 5 条 市長は、前条の規定に違反し規制区域においてラブホテルを建築しようとする者に対し、建築の中止を命ずることができる。

(指導、勧告)

第 6 条 市長は、規制区域以外の区域においてラブホテルを建築しようとする者に対し、当該ラブホテルの建築について必要な指導、勧告を行うことができる。

(立入調査)

第 7 条 市長は、ラブホテルの建築に対し、前 2 条の規定による中止命令又は指導、勧告を行おうとするときは、当該職員に当該建築物、建築物の敷地又は建築工事場に立ち入らせ必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(審議会の設置)

第 8 条 第 3 条の 2 第 1 項に規定する市長の諮問に応じ必要な事項を調査審議するとともに市長に対し建議するため市川市ホテル等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議会の組織)

第 9 条 審議会は、非常勤の委員 13 名をもって組織し、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 10 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 11 条 審議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 12 条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 13 条 審議会は、必要があると認めるときは、当該ホテル等の建築にかかわる利害関係人の出席を求め、その意見を聞き、若しくは説明を求め、又は必要な資料を提出させることができる。

(審議会の事務)

第 14 条 審議会の事務は、街づくり部においてこれを処理する。

(報酬及び費用弁償)

第 15 条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例第 26 号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

(罰則)

第 17 条 第 5 条の規定による市長の中止命令に違反した者は、6 月以下の拘禁刑又は 30,000 円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 18 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

附 則(抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 58 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前においてホテル等を建築しようとする者が、都市計画法第 29 条に規定する開発行為の許可の申請書(同法第 32 条の規定に基づく同意申請のための書類を含む。)又は建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認申請書を既に提出していた場合は、この条例は適用しない。

附 則(昭和 60 年 3 月 28 日条例第 1 号)抄

- 1 この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 27 日条例第 13 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前においてホテル等を建築しようとする者が、都市計画法第 29 条に規定する開発行為の許可の申請書(同法第 32 条の規定に基づく同意申請のための書類を含む。)又は建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認申請書を既に提出している場合は、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の市川市ラブホテルの建築規制に関する条例第 9 条の規定に基づき新たに委嘱される委員の最初の任期は、第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 62 年 11 月 7 日までとする。

附 則(昭和 61 年 6 月 25 日条例第 23 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 61 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 6 月 25 日条例第 28 号)

この条例は、昭和 61 年 6 月 27 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 9 月 27 日条例第 22 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前においてホテル等を建築しようとする者が、都市計画法第 29 条に規定する開発行為の許可の申請書又は建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築確認の申請書を既に提出している場合は、なお従前の例による。

附 則(平成 5 年 3 月 26 日条例第 12 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 29 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 29 日条例第 16 号)

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 24 日条例第 19 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(届出期間内に届出できない者等に係る届出の期間の特例)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の市川市ラブホテルの建築規制に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 3 条の最初の行為として建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条の 2 第 1 項の規定による建築確認の申請をしようとする者が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、改正後の条例第 3 条の規定にかかわらず、この条例の施行の日の翌日から 30 日以内に同条の規定による届出をしなければならない。

- (1) この条例の施行の日の翌日からその者が当該申請をしようとする日までの期間が 60 日に満たない場合

- (2) この条例の施行の日の翌日から 30 日を経過する日までの間に改正後の条例第 3 条の規定による届出をしなければならない場合

附 則(平成 12 年 3 月 22 日条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 28 日条例第 1 号)

この条例は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 22 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 22 日条例第 10 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第 4 条第 3 号に規定する規制区域において行うラブホテルの建築については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 73 号)附則第 6 条第 1 項の規定により同法第 1 条の規定による改正前の都市計画法第 43 条第 1 項第 6 号の規定がなおその効力を有することとされる間は、改正前の第 4 条第 3 号の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成 18 年 3 月 24 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 22 日条例第 3 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 28 日条例第 4 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 21 日条例第 4 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行する。